第六条第一項	弁明書は	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定により提出し、又は作成する弁明書は	
	を提出しなければならない	とする	
第六条第二項	法第二十九条第五項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第五項	
第七条第一項	反論書は	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第一項の規定により提出する反論書は	
	参加人及び処分庁等の数	参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人の数）	
	を、法第三十条第二項に規定する	とし、個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提出する	
	審査請求人及び処分庁等の数	審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数）	
	を、それぞれ提出しなければならない	とする	
第七条第二項	法第三十条第三項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第三項	
第八条	審理員	審査庁	
	審理関係人がある	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）がある	
第九条	審理員	審査庁	
	法第三十七条第二項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十七条第二項	
	法第三十八条第一項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十八条第一項	
第十条、第十一条及び第十四条第一項			

第二十七条に次の三項を加える。

4　地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

5　地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

6　地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条第三項第一号ロ及び第二号中「第百二十四条」を「第百二十六条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条第二項中「第二十三条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に、「第二十二条各号」を「第二十三条各号」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条第一項中「第百二十四条」を「第百二十六条」に、「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第六十六条第二項第二号」を「第六十六条第二項第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

八　法第五十八条第一項第二号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

第十八条に次の一項を加える。

2　法第六十六条第二項第四号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

二　法第五十八条第二項第一号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（地方公共団体等行政文書から除かれるもの）

第十六条　法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二　公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

イ　当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ　当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ　次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

(1)　当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

(2)　当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

(3)　当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ　当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ　当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。